

史跡齋宮跡東部整備事業実施設計

・復元建物基本設計等業務委託プロポーザル参加仕様書

1 総 則

本仕様書は平成22年3月に策定した『史跡齋宮跡東部整備基本計画書』（以下「基本計画書という。」）に基づき、齋宮歴史博物館が実施する史跡齋宮跡東部整備事業実施設計・復元建物基本設計等業務委託プロポーザルへの参加にかかる仕様を規定するものです。

2 委託業務の内容

別添「史跡齋宮跡東部整備事業実施設計・復元建物基本設計等業務委託特記仕様書」のとおりとします。

3 履行期間

契約締結日から平成23年3月18日（金）（予定）

4 委託料上限額

23,880千円（消費税及び特別地方消費税を含む）

※ 本委託業務の契約締結にかかる上限額であり、予定価格については、この範囲内で別途算定します。

5 企画提案者の参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 三重県から入札参加資格(指名)停止を受けている期間中でない者であること。
- (3) 三重県物件関係落札資格停止要綱(平成19年4月1日施行)により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- (4) 三重県が賦課徴収するすべての税ならびに消費税及び地方消費税について未納のない者であること。
- (5) 平成12年度以降に竣工した史跡整備事業について、元請けとしての実績を有すること。ただし事業対象面積が2,000㎡以上で、学術的な検討に基づく復元的建物（歴史時代の掘立柱建物・礎石建物に限る）の設計を伴ったものに限る。
- (6) (5)の実績をもつ技術者を、当該業務の担当技術者として1名以上配置できること。

6 企画提案プロポーザルの実施方法及び審査

- (1) この参加仕様書に基づき、提出された企画提案資料について、別に設置する「史跡齋宮跡東部整備事業実施設計・復元建物基本設計等業務委託プロポーザル選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、その内容の審査を行い、見積価格を勘案の上、総合的に最優秀提案を選定します。

- (2) 選定にあたっては、企画提案書の内容について、ヒアリングを実施します。なお、ヒアリングにかかるプレゼンテーションは公開で行いますので、留意してください。
- (3) 選定委員会は、7の企画提案書を選定するための評価項目に基づいて、選定を行います。なお、選定にあたっては、外部の有識者で構成する「史跡齋宮跡東部整備事業実施設計・復元建物基本設計等業務委託プロポーザル有識者意見聴取会」に意見を求めるものとします。
- (4) 最優秀提案者の選定の結果については、参加者に対して文書で通知します。

7 企画提案書を選定するための評価項目

別紙「史跡齋宮跡東部整備事業実施設計・復元建物基本設計等業務委託プロポーザル方式評価項目一覧」によります。

8 企画提案書記載上の留意事項

(1) 企画提案書作成上の基本事項

プロポーザルは、史跡整備の実実施設計と復元建物等に関連する検討などの具体的な取り組み方法や考え方について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではありません。本参加仕様書に記載された事項以外の内容を含む企画提案書については、提案を無効とする場合があるので注意してください。

(2) 企画提案書の作成方法

- ・ 参加意思表明書の様式は、別添（様式第1）に示されるとおりとします。
- ・ 参加資格確認申請書の様式は、別添（様式第2）に示されるとおりとします。
- ・ 企画提案書の様式は、別添（様式1～9）に示されるとおりとします。
- ・ 文字サイズは11ポイント以上とします。

(3) 企画提案書等の内容に関する留意事項

記載事項	内容に関する留意事項	提出時期
参加意思表明書 (様式第1)	・ 各項目に記載すること。	参加表明時
参加資格確認申請書 (様式第2)	添付書類 (1) 「登記簿謄本」「現在事項証明書」または「代表者事項証明書」の写し (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額がないこと用)」(税務署が過去6ヵ月以内に発行したもの)の写し (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が6ヵ月以内に発行したもの)の写し (4) 契約履行実績証明書(別紙様式1) ※ 記載内容を証明する契約書の写し及び竣工年月日がわかる資料(ホームページ、パンフレット)	参加表明時

	<p>等の写し)を添付すること。</p> <p>(5) 配置予定の技術者資格(別紙様式2)</p> <p>※「配置予定技術者の業務実績」を照明する契約書の写し又は技術者の資格証明書等の写しを添付すること。</p>	
参加辞退届 (様式第3)	<ul style="list-style-type: none"> ・各項目に記載すること。 	参加辞退時
企画提案書 (全般)	<ul style="list-style-type: none"> ・企画提案書には、提出枚数確認のために頁数/全頁数を記入すること。 ・記載事項を確認する書類の添付が無い場合には、その項目は評価の対象としないものとする。 ・カラー印刷にて提出することは差し支えないものとする。 	
企画提案書 (様式1)	<ul style="list-style-type: none"> ・各項目に記載すること。 	企画提案時
会社の概要・規模 (様式2)	<ul style="list-style-type: none"> ・当該業務を行うにあたり、関連する資格を有する技術者の人数を記載する。 なお、子会社・協力会社の技術者の人数については、()書き内数記入すること。 ・複数の資格を有する技術者の場合は、いずれか1つの資格保有者として扱うこと。 ・A4版1頁に記載すること。 	企画提案時
同種業務実績 (様式3)	<ul style="list-style-type: none"> ・日本国内において、平成12年度以降に竣工した史跡整備事業の設計業務で元請けの実績を有すること。ただし事業面積が2,000㎡以上で、学術的な検討に基づく復元的建物(歴史時代の掘立柱建物・礎石建物に限る)の設計をともなったものに限る。 ・主なものを5件まで記入すること。実績数がそれ以下の場合は、実績の数だけ記入すること。 ・受注形態欄には、「単独」、「JV」の別を記入すること。 ・実績として記入した業務の契約書の写し及び当該事業の竣工年月日と概要が分かる資料(ホームページ・パンフレット等あるいはその写し)を添付すること。 ・A4版1頁に記載すること。 	企画提案時
配置予定技術者の経歴等 (様式4)	<ul style="list-style-type: none"> ・配置予定の総括責任者及び主たる担当技術者(5名まで)について記載すること。 ・類似業務実績については、日本国内において平成12年度以降に竣工した史跡整備事業に関する設計業務 	企画提案時

	<p>の元請けの実績を有すること。ただし、学術的な復元的建物（歴史時代の掘立柱建物・礎石建物に限る）の設計を含むものに限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実績として記入した業務の契約書の写し及び竣工年月日と概要がわかる資料（ホームページ・パンフレット等あるいはその写し）を添付すること。 ・予定技術者1名につきA4版1頁、計5頁以内に記載すること。 	
配置予定技術者の実績事例 (様式5)	<ul style="list-style-type: none"> ・様式4に記載した総括責任者と予定技術者の類似業務実績のうち、当該業務の参考となる実績について詳細を記入すること。 ・A4版1頁に1件とし、事例は5件（5頁）までとすること。 ・様式内に写真、図版を貼付することは可とする。 	企画提案時
業務実施方針及び体制 (様式6)	<ul style="list-style-type: none"> ・当該設計等業務を実施するのにあたっての考え方や業務の進め方を記入すること。 ・配置予定の総括責任者及び主たる担当技術者を記入すること。また、当該業務を実施していく体制についての考え方を簡潔に記入すること。 ・業務の一部について再委託・技術委託等を行う予定の場合には、企業名・担当者（所属・役職）についても記入すること。 ・A4版2頁以内に記載すること。（A3版も可とするが、A3版1頁につき、A4版2頁と換算する。） 	企画提案時
業務スケジュール (様式7)	<ul style="list-style-type: none"> ・業務工程計画を記入すること。 ・A3版1頁に記載すること。 	企画提案時
業務の企画提案 (様式8)	<ul style="list-style-type: none"> ・当該業務の次のテーマについて記入すること。 ①設計者として持つ「斎宮らしさ」のイメージを具体的かつ簡潔に記入すること。 ②整備事業の基盤整備にあたって、復元建物等との関係に配慮しつつ、「斎宮らしさの体感」、地下遺構の保護、雨水等の排水問題、多面的な利活用のバランスを踏まえ、その実現に向けての考え方や創意工夫などを具体的に記入すること。 ③遺構の表現と管理用道路としての機能を兼ね備えた区画道路の設計の基本的な考え方を記入すること。 ④県民や地域住民も参画する、「豊かな事業実現」 	企画提案時

	<p>(「基本計画書」41頁参照)と、史跡を核とする地域の活性化に対する設計者としての考え方や着想・創意工夫について、具体的に記入すること。</p> <p>・事業地の位置・面積や現況、発掘調査の成果は「基本計画書」16頁以下を参照すること。</p> <p>・①④については、様式8の「その1」にA4版1頁に、②③はそれぞれ「その2」「その3」にA4版2頁以内に記載すること。(A3版も可とするが、A3版1頁につき、A4版2頁と換算する。)</p> <p>・記載にあたり、概念図・イラスト等を用いることは支障ない。</p>	
<p>整備実施設計・復元建物基本設計等業務見積書(様式9)</p>	<p>・A4版1頁に記載すること。</p>	<p>企画提案時</p>

(4) 提出書類等の作成に用いる言語等

提出書類等の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとします。

(5) 企画提案書の無効

提出された書類について、この書面及び別添の書式に示された条件に適合しない場合は無効とすることがあります。

(6) 既存資料の閲覧

企画提案書の作成にあたり、以下の資料を閲覧することができます。

ア 資料名 史跡斎宮跡東部整備事業実施設計・復元建物基本設計等業務委託の設計と条件に関する資料

イ 閲覧場所 斎宮歴史博物館
三重県多気郡明和町竹川503

ウ 閲覧期間 平成22年4月30日(金)から平成22年5月21日(金)まで
資料の閲覧は土曜日、日曜日及び休日を除き、9時から17時(12時から13時までの間は除く)までとします。

エ 閲覧の連絡 事前に下記に連絡し、調整することとします。

斎宮歴史博物館 調査研究課

〒515-0325 三重県多気郡明和町竹川503

電話：0596-52-3800(代) ファックス：0596-52-3724

9 現地説明会の開催

本事業内容にかかる概略説明とそれにかかる質疑を行うとともに、事業予定地現地を視察するための現地説明会を開催します。

- (1) 開催日時：平成22年5月12日（水）13時30分から
- (2) 開催場所：齋宮歴史博物館 2階研修室
三重県多気郡明和町竹川503
及び、史跡齋宮跡東部整備事業予定地
- (3) 参加員数：各社より2名までとします。

10 企画提案書等の提出方法、提出先及び提出期限

(1) 企画提案プロポーザル参加意思表明書及び参加資格確認申請書の提出

当該業務にかかる企画提案プロポーザルに参加しようとする意思のある者は、「史跡齋宮跡東部整備事業実施設計・復元建物基本設計等業務委託プロポーザル参加意思表明書」（様式第1）及び「史跡齋宮跡東部整備事業実施設計・復元建物基本設計等業務委託プロポーザル参加資格確認申請書」（様式第2）の書類を提出することとします。

なお、様式第1による参加意思表明後に、随意契約の相手方として決定されるまでは、参加を辞退することができます。その場合には、「参加辞退届」（様式第3）を提出することとします。

ア 提出方法：持参又は郵送（簡易書留）によります。

なお、郵送とする場合は、必ず齋宮歴史博物館調査研究課まで電話にて着信の確認を行うこととします。

イ 提出先：齋宮歴史博物館 調査研究課

〒515-0325 三重県多気郡明和町竹川503

電話：0596-52-3800（代） ファックス：0596-52-3724

ウ 提出期限：平成22年5月12日（水）17時（必着のこと）

提出の受付は土曜日、日曜日及び休日を除き、9時から17時（12時から13時までの間は除く）までとします。

エ 参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

参加資格がないと認められた者は、参加資格がないと認められた理由について、次のとおり書面により説明を求めることができます。

①提出期間：参加資格がないと認められた通知の日から3日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除きます）

②提出場所：齋宮歴史博物館 調査研究課

〒515-0325 三重県多気郡明和町竹川503

電話：0596-52-3800（代） ファックス：0596-52-3724

③提出方法：必ず、説明を求め旨を記載した書面を提出して行うものとします。
なお、書面（書式は自由）は持参又は郵送（簡易書留）によります。

④回答方法：説明を求めた者に対し、説明を求められる期限の日の翌日から起算して7日以内に書面により回答します。

(2) 企画提案書

(1)の企画提案プロポーザル参加意思表明書及び企画提案プロポーザル参加資格確認申請書により、5の参加資格要件を満たしていると判断され、その結果の通知を受けた者は、アに示す企画提案書を提出するものとします。

ア 提出書類

- ① 企画提案書（様式1）
- ② 会社の概要・規模（様式2）
- ③ 同種業務実績（様式3）
- ④ 配置予定技術者の経歴等（様式4）
- ⑤ 配置予定技術者の実績事例（様式5）
- ⑥ 業務実施方針及び体制（様式6）
- ⑦ 業務スケジュール（様式7）
- ⑧ 業務の企画提案（様式8）
- ⑨ 整備実施設計・復元建物基本設計等業務見積書（様式9）

イ 提出方法：12部を持参又は郵送（簡易書留に限る）してください。

なお、郵送とする場合は、必ず斎宮歴史博物館調査研究課まで電話にて着信の確認を行うこととします。

ウ 提出先：斎宮歴史博物館 調査研究課

〒515-0325 三重県多気郡明和町竹川503

電話：0596-52-3800（代） ファックス：0596-52-3724

エ 提出期限：平成22年5月27日（木）17時（必着のこと）

提出の受付は土曜日、日曜日及び休日を除き、9時から17時（12時から13時までの間は除く）までとします。

1.1 企画提案に関する質問の受付及び回答

企画提案に関する質問は、平成22年4月30日（金）から5月20日（木）までE-mailで受け付けるものとし、受け付けた質問に関する回答は、随時質問者あて行うとともに斎宮歴史博物館のホームページ上で公開します。なお、回答は5月24日（月）までに行います。

・斎宮歴史博物館 E-mail アドレス saiku@pref.mie.jp

・斎宮歴史博物館 ホームページ <http://www.pref.mie.jp/saiku/hp/>

1.2 プレゼンテーション・ヒアリングの実施

- (1) 参加資格の確認を受けた参加意思表明者を対象に、以下のとおりプレゼンテーション・ヒアリングを行います。なお、プレゼンテーション・ヒアリングの全部又は一部を公開で行う予定ですので留意してください。

ア 実施場所：斎宮歴史博物館 2階研修室

三重県多気郡明和町竹川503

イ 実施日時：平成22年6月3日（木）（予定）

具体的な日時は、該当企画提案者に対して、後日通知します。

ウ 出席者：配置予定技術者が最低1名は出席することとし、計3名以内とします。

なお、パソコン等の操作として1名の追加は認めます。説明及び選定委員からの質問への回答は配置予定技術者に限ります。

- (2) プレゼンテーション・ヒアリングでは以下の事項等について確認を行います。

- ア 配置予定技術者の氏名の確認
 - イ 専門的知識および技術力の確認
 - ウ 過去の業務実績
 - エ 業務への取組姿勢
 - オ 質問に対する応答性
- (3) プレゼンテーションにあたって使用する説明資料は、提出された企画提案書に記載された文章、図版等に限定し、追加資料の配布等は禁止します。説明については、企画提案書に記載された文章、図版等の範囲内で、パソコン（パワーポイント等）等を使用することができるものとします。
- パソコン（パワーポイント等のソフトウェアが入ったもの）は、各社で用意してください。プロジェクターについてはRGB INが25ピンのものを事務局で用意します。
- (4) 配置予定技術者がプレゼンテーション及びヒアリングに出席しない場合は、企画提案の評価はしません。

1.3 非選定理由に関する事項

- (1) 提出した企画提案書が選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨と、その理由（非選定理由）を書面（非選定通知書）により、通知します。
- (2) 上記(1)の通知を受けた者は、通知した日の翌日から起算して7日（土曜日、日曜日及び祝日を除きます）以内に、書面（書式自由、A4版）により、三重県知事に対して非選定理由について説明を求めることができます。
- (3) 上記(2)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して、10日以内に書面により行います。
- (4) 非選定理由の説明請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりです。
- ア 受付場所：斎宮歴史博物館 調査研究課
〒515-0325 三重県多気郡明和町竹川503
電話：0596-52-3800（代） ファックス：0596-52-3724
 - イ 受付日時：土曜日、日曜日及び休日を除き、9時から17時（12時から13時までの間は除く）までとします。
- (5) 上記(2)を除き、非選定の決定に対する質疑は一切受け付けません。

1.4 契約方法等

- (1) 「三重県会計規則」第65条第3号の規定により、作成された予定価格の範囲内で、最も優れた企画提案を行った最優秀提案者と、契約条件を協議の上、再度提出された見積書により、委託契約を締結します。
- (2) 契約方法に関する事項
- ア 契約事項を示す場所は下記1.6の場所とします。
 - イ 契約保証金は、契約金額の100分の10以上とします。ただし会計規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、これを免除します。
 - ウ 契約書は2通作成し、三重県及び受注者の双方各1通を保有するものとします。

なお、契約金額の表示は、消費税等を内書で記載するものとします。

エ 契約書の作成に要する費用は、すべて受注者負担とします。

(3) 監査及び検査

監査及び検査は、契約条項に定めるところにより行うものとします。

(4) 再委任について

契約にあたり、原則として再委任は認めません。ただし、契約業務の一部を委託する場合については、企画提案時の業務実施方針及び体制に必ず明記し、三重県の承諾を得ることとします。

15 その他

(1) 提出された企画提案書は返却しないものとします。

(2) 企画提案書の作成及び提出等に要する経費は、企画提案者が負担するものとします。

(3) 企画提案書を提出する業者が、他の業者の協力を得て、または学識経験者の援助を受けて業務を実施する場合には、本業務特記仕様書記載の復元建物等の基本設計への指導に関する以外の件については、企画提案書にその旨を明記することとします。

(4) 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外に無断で使用しません。なお、選定された企画提案書を公開・使用する場合は、事前に提案者の同意を得るものとします。

(5) 選定された企画提案者は、その案の内容について、県民・住民への公開・周知に協力するものとします。

(6) 同種業務の実績については、国内における同種の実績をもって判断するものとします。

(7) 次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とします。

ア 提案に参加する資格のない者が提案したとき。

イ 提案者が、同一プロポーザルに対して、二つ以上の提案をしたとき。

ウ 提案者が他人の提案の代理をしたとき。

エ 提案に際して、談合等の不正行為があったとき。

オ 提出書類が、期限を越えて提出されたとき。

カ 提案者が、選定に先立って選定委員等と不適切と認められる接触を行ったと判断されたとき。

キ その他、契約担当者が予め指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる責務を履行しなかったとき。

16 担当部局

斎宮歴史博物館 調査研究課

〒515-0325 三重県多気郡明和町竹川503

電話：0596-52-3800（代） ファックス：0596-52-3724

E-mail saiku@pref.mie.jp